

岐阜県公報

目 次

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

ページ

号 外 (二) 令 和 七 年 四 月 一 日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第百六十一条第一項、」を削り、「第百六十六条第一項」の下に「第百六十七条の二第一項」を加える。

別表第三清流の国推進部の表中「清流の国推進部」を「総合企画部」に改める。

別表第三清流の国づくり政策課の表中「清流の国づくり政策課」を「総合政策課」に改める。

別表第三市町村課の表三の項部長専決事項の欄第一号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「部長専決事項を除く」を削る。

別表第三地域スポーツ課の表を削る。

別表第三消防課の表中十二の項を十三の項とし、十一の項の次に次のように加える。

十一 脱炭素成長
型経済構造への

1 法の施行に關
する事務（道路

岐阜県公報 号外 毎週

（火曜日）
（金曜日）

発行

（休日）
（休日に当たる）
（ときは翌日）

令和七年四月一日

円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務

維持課の所掌に属するものを除く。

別表第三環境生活部の表中「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」に改める。
別表第三環境生活政策課の表六の項を次のように改める。

<p>六 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務</p>	
<p>1 法第九条第四項（法第十条第六項において準用する場合及び法第十一条第八項（法第十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）を含む。次号において同じ。）の規定による意見の具申</p> <p>2 法第九条第五項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定による主務大臣との協議</p>	

別表第三脱炭素社会推進課の表中「脱炭素社会推進課」を「省エネ・再エネ社会推進課」に改める。

別表第三県民生活課の表六の項部長専決事項の欄第一号中「第三十三条第十一項」を

「第三十八条第十一項」に改める。

別表第三私学振興・青少年課の表、文化創造課の表及び文化伝承課の表を削る。
別表第三医療福祉連携推進課の表七の項中「以下この項中「法」を「令和元年法律第八号。以下この項中「法」に、「以下この項中「省令」を「令和元年文部科学省令第六号。以下この項中「省令」に改める。」

別表第三保健医療課の表一の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部三の項」を「別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部五の項」に、「施行規則」を「省令」に改め、同表八の項課長専決事項の欄第一号中「別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部四の項」を「別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部六の項」に改める。

別表第三障害福祉課の表一の項中「施行規則」を「省令」に改め、「施行事務」の下に「児童福祉施設に関する事務にあつては、障害児入所施設及び児童発達支援センターに係るものに限る。」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「施行規則」を「省令」に改め、同表三の項中「福祉施設」の下に「及び児童の福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。）」を加える。

別表第三男女共同参画・女性の活躍推進課の表を削り、別表第三子育て支援課の表の前に次のように加える。

子ども・女性部

子ども・女性政策課

<p>事務の種類</p> <p>一 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p> <p>1 法の施行に関する事務（県が特定事業主となる事務を除く。）</p>
<p>二 安心して子どもを生み育てることができる岐卓県づくり条例（平成十九年条</p>		<p>1 条例第七条第二項の規定によるぎふ少子化対策県民連携会議への諮問</p>	<p>1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>

<p>例第十一号。以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>三 岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年条例第二十七号）以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>
<p>1 条例第七條第三項の規定による岐阜県青少年育成審議会への諮問</p>	<p>2 条例第八條の規定による優良興行等の推奨</p>
<p>1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>	<p>3 条例第十條、第十一條、第十七條及び第十九條第一項の規定による有害興行等の指定若しくは指定の取消し又はこれらについての通知若しくは公示（事案の内容が特に重要であると認められる場合又は事案の内容が異例であり、若しくは重要な先例になると認められる場合に限る。）</p>
<p>五 児童手当に関する事務</p>	<p>1 児童手当に関する事務</p>
<p>別表第三子ども家庭課の表一の項中「施行事務」の下に「（児童福祉施設に関する事務にあつては、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターに係るものに限る。）」を加え、同表二の項中「及び女性」を削り、「の福祉施設」の下に「（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターに限る。）」を加え、同表五の項中「児童手当及び」を削り、同表の次に次のように加える。</p>	<p>四 岐阜県家庭の日を定める条例（昭和四十二年条例第十一号）以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>
<p>5 条例第十八條の規定による有害広告物の撤去等の命令</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>
<p>6 条例第十九條の六第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による営業の停止命令</p>	<p>別表第三子育て支援課の表一の項中「施行規則」を「省令」に改め、「施行事務」の下に「（児童福祉施設に関する事務にあつては、保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に係るものに限る。）」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「施行規則」を「省令」に改め、同表二の項中「の福祉施設」の下に「（保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に限る。）」を加え、「健康福祉部子ども家庭課の所掌に属するもの及び」を削り、同表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を削り、同表に次のように加える。</p>

<p>私学振興課</p>	<p>事務の種類</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>	
	<p>一 学校教育法 (昭和二十二年法律第七十六号以下この項中「法」といふ。)及び学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号。以下この項中「令」といふ。)の施行事務</p>			<p>1 法第四条第一項の私立学校の設置等の認可 2 法第三百三十条第一項の私立専修学校の設置等の認可 3 法第三百三十六条の勧告等</p>	<p>1 知事決裁事項である法第十三条の閉鎖の命令及び部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>
	<p>二 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号。以下この項中「法」といふ。)の施行事務</p>				<p>1 法の施行に関する事務</p>
	<p>三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号。以下この項中「法」といふ。)及び私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号。以下この項中「令」といふ。)の施行事務</p>			<p>1 法第七条第一項(法第五百五十二条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による私立学校審議会への諮問 2 法第十九条第二項(法第五百五十二条第六項において読み替えて準用する場合を含む。第四号</p>	<p>1 知事決裁事項である法第三百十五条第一項(法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による解散の命令及び部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>
				<p>から第十四号まで(以下略))の規定による私立学校審議会への諮問及び公告 3 法第二十四条第一項(法第五百五十二条第六項第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。)の寄附行為の認可及び法第二十四条第二項(法第五百五十二条第六項、第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による私立学校審議会への諮問 4 法第三十四条第二項の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任 5 法第五十条第二項の規定による一時監事の職務を行うべき者の選任 6 法第五十六条第二項の規定による不正の行為等の報告の受付 7 法第六十五条第二項の規定に</p>	

<p>よる一時評議員の職務を行うべき者の選任</p> <p>8 法第七十二条第一項の規定による評議員会の招集の許可</p> <p>9 法第八十八条第三項の寄附行為の変更の認可</p> <p>10 法第九十九条第三項の学校法人の解散の認可及び同条第四項の規定による私立学校審議会への諮問</p> <p>11 法第二百二十六条第三項の学校法人の合併の認可</p> <p>12 法第三百三十三条の規定による措置命令等</p> <p>13 法第三百三十四条の規定による学校法人の収益事業の停止の命令等</p> <p>14 法第三百三十五条第二項の規定による私立学校審議会への諮問及び同条第三項の規定による通知</p> <p>15 令第七条第二項の規定による經由書類の進達</p>				
<p>八 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第一百五十七号）</p>	<p>七 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>六 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>五 理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>四 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>
<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>

以下この項中「法」という)の施行事務	九 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号。以下この項中「法」という)の施行事務	十 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下この項中「法」という)の施行事務	十一 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下この項中「法」という)の施行事務	十二 大学等における修学の支援に関する法律(以下この項中「法」という)及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則(以下この項中「省令」
	1 法第十二条の権限の執行 2 法第十二条の二及び第十三条の意見の聴取等	1 法第三十条第一項及び第三十一条第二項の規定による再調査の決定 2 法第三十条第三項の規定による再調査結果の議会への報告	1 法第七條第一項の確認 2 法第七條第三項(法第十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表 3 法第十三條第二項の規定によ	
	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務	1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務	
男女共同参画推進課				
という)の施行事務(他の所掌に属するものを除く。)		事務の種類 一 児童福祉法(以下この項中「法」という)及び児童福祉法施行令(以下この項中「令」という)の施行事務(助産施設及び母子生活支援施設に係るものに限る。)	副知事専決事項	
る確認大学等の設置者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求又は職員による質問若しくは立入検査	8 法第十五條第一項の規定による確認の取消し 7 法第十四條第四項の規定による公示 6 法第十四條第三項の規定による措置命令 5 法第十四條第二項の規定による公表 4 法第十四條第一項の規定による勸告	1 法第三十五條の規定による児童福祉施設の設置、設置の認可、廃止等の届出の受付及び廃止等の承認 2 法第四十六條第四項の規定による事業の停止の命令 3 法第五十六條の二第二項の規	部長専決事項	
			1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務	

	<p>二 社会福祉法 (以下この項中「法」といつ)の施行事務(児童の福祉施設(助産施設及び母子生活支援施設に限る。)及び女性の福祉施設を運営する社会福祉法人(社会福祉協議会を除く。)に係るものに限る。)</p>	
<p>定による予算の変更等の指示 4 法第五十六条の三の規定による補助金の返還の命令 5 法第五十八条第一項の規定による施設の設置の認可の取消し</p>	<p>1 法第三十二条(法第四十五条の三十六第三項第五十条第四項及び第五十四条の六第三項において準用する場合を含む。)の社会福祉法人の定款の認可 2 法第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任 3 法第四十五条の六第二項の規定による一時役員職務を行うべき者の選任 4 法第四十五条の九第五項の評議員会の招集の許可 5 法第四十六条第二項の解散の認可又は認定 6 法第五十五条の二第九項(法</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
		<p>第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。)の社会福祉充実計画の承認 7 法第五十五条の四の承認社会福祉充実計画の終了の承認 8 法第五十六条第四項の規定による改善の勧告 9 法第五十六条第五項の規定による公表 10 法第五十六条第六項の規定による措置の命令 11 法第五十六条第七項の規定による業務の停止の命令及び役員解職の勧告 12 法第五十六条第八項の規定による解散の命令 13 法第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止の命令 14 法第五十八条第二項第二号の規定による予算の変更の勧告及び同項第三号の規定による役員解職の勧告</p>

策課」に改める。

別表第三商工・エネルギー政策課の表中「商工・エネルギー政策課」を「商工労働政

<p>三 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例（平成十五年条例第四十九号。以下この項中「条例」という。）の施行事務及び男女共同参画に係る施策の企画調整及び推進に関する事務</p>		<p>15 法第五十八条第三項の規定による補助金等の返還の命令 16 法第六十二条第二項の社会福祉施設の設置の許可 17 法第六十七条第二項の事業の開始の許可 18 法第七十一条の規定による措置の命令 19 法第七十二条の規定による社会福祉事業の許可の取消し等</p>	<p>1 知事決裁事項である条例第九條第一項の規定による男女共同参画計画の策定及び部長専決事項を除く条例の施行事務 2 部長専決事項を除く男女共同参画に係る施策の企画調整及び推進に関する事務</p>
	<p>1 条例第九條第二項第二号及び第十八條第二項の規定による男女共同参画二十一世紀審議会への諮問 2 岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部に付議する事項の決定 3 岐阜県男女がともにいきいきと暮らせる社会づくり表彰の被表彰者の決定</p>		

別表第三商業・金融課の表八の項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同欄第二号中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同表に次のように加える。

<p>九 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号。以下この項中「法」という。）及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号。以下この項中「省令」という。）の施行事務</p>		<p>1 法及び省令の施行に関する事務</p>
--	--	-------------------------

別表第三産業イノベーション推進課の表中二の項を削り、三の項を二の項とする。
別表第三観光国際部の表中「観光国際部」を「観光文化スポーツ部」に改める。
別表第三観光国際政策課の表中「観光国際政策課」を「観光文化スポーツ政策課」に改める。
別表第三観光誘客推進課の表の次に次のように加える。
文化創造課

<p>事務の種類 一 岐阜県文化芸術振興基金に関する事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項 1 別表第一二の表一の部七の項部長専決事項の欄に掲げる額の</p>	<p>課長専決事項 1 別表第一二の表一の部七の項課長専決事項の欄に掲げる額の</p>
--------------------------------------	----------------	---	---

<p>文化伝承課</p> <p>事務の種類</p> <p>副知事専決事項</p> <p>部長専決事項</p> <p>課長専決事項</p> <p>支出負担行為</p> <p>2 調定決議、収入命令及び支出命令</p>	<p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号、以下この項中「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号、以下この項中「令」という。）の施行事務</p> <p>1 法第一百十条第一項の史跡名勝天然記念物の仮指定</p> <p>2 法第一百十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定の解除</p> <p>3 法第八十三条の二第一項の規定による文化財保存活用大綱の策定</p> <p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>	<p>二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号、以下この項中「法」という。）の施行事務</p> <p>1 岐阜県百年公園（博物館に係る区域に限る。）に関する法第六条第一項の占用の許可又は同条第三項の占用の変更の許可</p>	<p>三 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号、以下この項中「法」という。）及び銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年）</p> <p>1 規則第二条の規定による登録審査委員の任命</p> <p>1 部長専決事項を除く法及び規則の施行に関する事務</p>
<p>年文化財保護委員会規則第一号、以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>	<p>四 岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年条例第三十七号、以下この項中「条例」という。）及び岐阜県文化財保護条例施行規則（平成三十一年規則第四十号、以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>		
<p>1 部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定</p> <p>2 条例第四条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定の解除</p> <p>3 条例第七条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定</p> <p>4 条例第七条第二項の規定による岐阜県重要文化財の指定の解除</p> <p>5 条例第七条第六第一項の規定による岐阜県重要文化財又は岐阜県重要無形民俗文化財の指定</p> <p>6 条例第七条第七第一項の規定による岐阜県重要文化財又は岐阜県重要無形民俗文化財の指定</p> <p>7 条例第八条第一項の規定による</p>		

<p>一 都市公園法 (以下この項中「法」という。) 及び岐阜県都市公園条例(昭和三十一年条例第三十七年条例第一</p>	<p>地域スポーツ課 事務の種類</p>	<p>五 岐阜県美術館 美術品取得基金 に関する事務</p>	
	<p>副知事専決事項</p>		
<p>1 岐阜メモリアルセンターに係る法第六条第一項の占用の許可又は同条第三項の占用の変更の</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>1 別表第一二の表一の部七の項部長専決事項の欄に掲げる額の支出負担行為</p>	<p>る岐阜県史跡、岐阜県名勝又は岐阜県天然記念物の指定 8 条例第九条第一項の規定による岐阜県史跡、岐阜県名勝又は岐阜県天然記念物の指定の解除 9 条例第十二条の二の規定による岐阜県文化財保護審議会への諮問 10 条例第十三条第三項の規定による岐阜県文化財保護審議会の委員及び臨時委員の任命</p>
<p>1 部長専決事項を除く岐阜メモリアルセンターに係る法及び条例の施行に関する事務</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>1 別表第一二の表一の部七の項課長専決事項の欄に掲げる額の支出負担行為 2 調定決議、収入命令及び支出命令</p>	
<p>六 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例(平成十七年条例第三十五号。以下この項中</p>	<p>の施行事務</p>	<p>四 岐阜県長良川スポーツプラザ条例(平成五年条例第十五号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>四十一号。以下この項中「条例」という。)の施行事務 二 岐阜アリーナ条例(昭和四十年条例第三号。以下この項中「条例」という。)の施行事務 三 岐阜県長良川球技場条例(平成二年条例第三十三号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>
			<p>許可</p>
<p>1 条例の施行に関する事務</p>		<p>1 条例の施行に関する事務</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>
		<p>1 条例の施行に関する事務</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>

<p>「条例」としての の施行事務</p> <p>七 岐阜県川辺漕艇場条例（平成二十二年条例第四十八号。以下この項中「条例」という。）の施行事務</p> <p>八 岐阜県スポーツ科学センター条例（平成二十八年条例第四十八号。以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>		<p>1 条例の施行に関する事務</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>	
<p>別表第三農地整備課の表一の項部長専決事項の欄第五号を次のように改める。</p> <p>5 法第七十一条の七の規定により読み替えて適用する法第六十九条第一項及び第七十一条の規定による土地改良区の清算に係る認可</p> <p>別表第三農地整備課の表一の項部長専決事項の欄中第二十三号を第二十四号とし、第十五号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。</p> <p>15 法第八十八条の二の規定による土地改良事業の廃止</p> <p>別表第三道路維持課の表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。</p>	<p>六 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第三十一条第一項の規定による国土交通大臣への意見の具申</p>	

<p>別表第三都市政策課の表中十三の項を十四の項とし、十の項から十二の項までを一号ずつ繰り下げ、九の項の次に次のように加える。</p> <p>十 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行事務</p> <p>1 法第九条第五項（第五号に係る部分に限る。）（法第十条第六項において準用する場合及び法第十一条第八項（法第十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による主務大臣との協議</p> <p>2 法第九条第六項の規定による主務大臣との協議</p>	<p>別表第三建築指導課の表一の項部長専決事項の欄第四号中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改め、同表五の項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「いづ」の下に「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この項中「省令」という。）及び岐阜県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和七年規則第十九号。以下この項中「規則」という。）を加え、同項部長専決事項の欄に次の各号を加える。</p> <p>1 法第八条第一項の規定による土地の立入り等に伴う損失の補償</p> <p>2 法第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定</p> <p>3 法第十条第四項（法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に</p>
---	---

よる公示及び通知

- 4 法第二十条第五項及び第六項の規定による災害防止措置の代執行等
 - 5 法第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定
 - 6 法第二十六条第四項の規定による公示及び通知
 - 7 法第三十九条第五項及び第六項の規定による災害防止措置の代執行等
 - 8 法第四十五条第一項及び第二項の規定による造成宅地防災区域の指定及び解除
- 別表第三建築指導課の表五の項課長専決事項の欄第一号中「法」を「部長専決事項を除く法、省令及び規則」に改める。
- 別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部一の項現地機関の長専決事項の欄中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 8 法第三十九条第一項の高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可
- 別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部一の項現地機関の長専決事項の欄中第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 6 法第二十四条第一項の医薬品の販売業の許可（法第二十五条第二号の配置販売業の許可にあつては、当該許可を受けよつとする者が岐阜県内に住所（法人にあつては主たる事務所）を有する者である場合に限る。次号において同じ。）
- 別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部一の項現地機関の長専決事項の欄中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として次の一号を加える。
- 1 法第四条第一項の薬局開設許可
- 別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部二の項現地機関の長専決事項の欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 1 法第四条第一項の毒物又は劇物の販売業の登録
- 別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部二の項現地機関の課長専決事項の欄第二号中「変更届」を「変更等の届出」に改める。
- 2 法第十三条第五項の規定による市町村に対する書面提出の請求

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社